## 保育園への入園を希望する保護者の方へ

# 市立保育園の公設民営化実施計画（19年度～23年度）を公表します

市では、保育所待機児童の解消と多様化する保育需要に対応するため、市立保育園の民営化を進めています。昭和62年4月にたきやま保育園を、平成18年4月にひばり保育園をそれぞれ社会福祉法人に運営委託しています。

今後については、市立保育園の公設民営化実施計画（19年度～23年度）に基づき、22年度に上の原保育園を、23年度にはくさん保育園の運営委託を予定しています。

委託に当たっては、①一時保育や2時間以上の延長保育、障害児保育、地域の子育て支援など、多様な保育ニーズ応えることができること②公設民営ができることにより、保護者の選択肢の幅が広がること③民間活力の導入により、保育園運営費が削減できること、を目的とし、保育所保育指針（11年10月29日付け児発第799号厚生省児童家庭局長通知）に基づいて、保護者との連携を密にし、全体的な保育計画と個別指導の下、園児の保育を期待できる業者を選考し、保育の向上を目指します。

なお、委託導入後も市立保育園設置者としての市の責任は変わりません。また、受託事業者に対して、定期に報告を求めるほか、実地調査などを行い、運営状況を把握し、必要に応じて、保育園運営の支援や運営状況の評価と情報の公開を行っていきます。

「東久留米市で子育てして良かったと思えるために」というコンセプトの下に、安心して子育てできる環境づくりに努めていきますので、保護者の皆さんや地域の方のご理解とご協力をお願いします。

詳しくは保育課保育係☎470・7745へ。

## 障害者自立支援法

# 利用者負担を見直します

7月から障害者自立支援法に基づく利用者負担の見直しを行います。

今回の見直しは、低所得1および2（非課税世帯）に該当する障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限額を更に軽減するものです。また、18歳以上の障害者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を、「住民票の世帯」から「個人単位（対象範囲を本人と配偶者まで）」に見直しを行います。

これにより、①原則18歳以上の障害者は、住民票が家族と同居であっても②施設入所者等は、出身世帯に住民票があっても、それぞれ本人の収入や課税状況により利用者負担額を算定することとなります。

また、障害児を抱える世帯の負担軽減も行います。現在、市町村民税所得割額が16万円未満（年収600万円程度）の対象を、市町村民税所得割額が28万円未満（年収890万円程度）に課税世帯の範囲を拡大します。

詳しくは障害福祉課☎470・7747へ。

### 7月から行う利用者負担の見直しの一例

| 所得階層 | | 通所サービス | ホームヘルプサービス |
|---|---|---|---|
| 課税世帯 | 一般（障害者）年収600万円 | 上限9,300円 → 上限9,300円 | 上限9,300円 → 上限9,300円 |
| | 一般（障害児）年収890万円 | 上限３万7,200円 → 上限4,600円 | 上限３万7,200円 → 上限4,600円 |
| 非課税世帯 | 低所得２（年収80万円を超える方） | 上限3,750円 → 上限1,500円 | 上限6,150円 → 上限3,000円 |
| | 低所得１（年収80万円以下の方） | 上限3,750円 → 上限1,500円 | 上限3,750円 → 上限1,500円 |

## 市農業委員会委員選挙の立候補予定者説明会を開催します

市選挙管理委員会では、7月6日執行の東久留米市農業委員会委員選挙の立候補予定者説明会を開催します。

立候補予定者と関係者は、筆記用具と書類を受領する方の印鑑を持参の上、必ずご出席ください。

**【日時】** 6月13日（金）午後3時から

**【会場】** 市役所7階701会議室

**【立候補の要件】** ①当該農業委員会の区域内に住所を有する方②選挙期日現在、満20歳以上の方③10アール以上の農地で耕作の業務を営んでいる方④前記③に掲げる方の同居の親族または配偶者で、その耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上ある方⑤10アール以上の農地で耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員で、その耕作に従事する日数がおおむね60日以上の方

**【ご注意】** 説明会受付表に記入していただくため、①立候補予定者の氏名（ふりがな）②住所③本籍④生年月日⑤党派⑥職業⑦電話番号⑧選挙管理委員会から連絡する場合の電話番号・担当者氏名をあらかじめご確認ください

詳しくは選挙管理委員会事務局☎470・7790へ。

## 国民年金だより

### 納めすぎていた国民年金保険料が戻ります

17年3月以前に国民年金の任意加入（60歳以降）をしていた方が対象です。満額の老齢基礎年金を受給するために必要な月数を超えて保険料を納付していた場合、納め過ぎた保険料を請求できるようになりました。

なお、17年4月から任意加入した場合は法律が改正になり、満額を超えて加入することがなくなりました。

手続きは、武蔵野社会保険事務所に「申出書」と「国民年金保険料還付請求書」の提出が必要です。本人が既に亡くなられている場合は、相続人でも手続きをすることができます。

詳しくは同事務所☎0422・56・1411へ。

### 年金を受けている方が亡くなられたときは届け出が必要です

年金を受けている方が亡くなられたときは、市区町村役場への戸籍関係の死亡の届け出とは別に、武蔵野社会保険事務所へも「年金受給権者死亡届」が必要です。また、年金は亡くなった日の属する月まで支払われるので、未払いの年金がある場合は、「未支給年金・保険給付請求書」も併せて提出が必要です。

未払いの年金については、受けることができる遺族の範囲があり、年金を受けていた方の死亡当時、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、の順に請求権があります。なお、「年金受給権者死亡届」の提出が遅れると年金がそのまま支払われ、後日、遺族の方が過払いの年金を返納するようになりますのでご注意ください。

死亡届や未支給年金の請求に関する問い合わせは、ねんきんダイヤル☎0570・05・1165（市内通話料金が掛かります）、IP電話・PHSからは☎03・6700・1165、または武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411へ。

## 募集

### 市立保育園のパート・臨時保育士、臨時栄養士、臨時調理員

市立保育園では、朝夕のパート保育士と産休・育休・病休等の代替としての臨時保育士・臨時栄養士・臨時調理員の登録を随時募集しています。

**①パート保育士**＝勤務時間は午前7時～8時半と午後5時～6時半（しんかわ保育園、ちゅうおう保育園、はくさん保育園は午後7時まで）。賃金は1時間当たり1010円

**②臨時保育士**＝勤務時間は午前8時半～午後5時。賃金は1時間当たり930円

**③臨時栄養士**＝勤務時間は午前8時半～午後5時。賃金は1時間当たり1050円

**④臨時調理員**＝勤務時間は午前8時半～午後5時。賃金は1時間当たり930円

※①～④とも、有資格者。

申し込みは、履歴書（写真添付）を、直接保育課（市役所2階）へ持参してください。なお、登録制のため履歴書はお返ししません。

詳しくは同課保育係☎470・7745へ。

## 市内に転入手続きをされた方へ配布する

# 「暮らしのしおり」に広告を掲載しませんか

市内に転入手続きをされた方へ配布している市役所の業務などを紹介した「暮らしのしおり」に広告を掲載してみませんか。

**【基準】** 公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動、意見広告と個人宣伝などは除きます

**【発行部数】** 約4000部

**【掲載位置】** 同しおり（A4サイズ）巻末

**【掲載料金】** 全ページ＝6万4000円▽2分の1ページ＝3万2000円▽4分の1ページ＝1万6000円▽8分の1ページ＝8000円

※広告の版下は、市が指定する方法により広告主の負担で作成していただきます。

申し込みは7月18日（金）までに（消印有効）、所定の申込書（企画調整課秘書広報担当〈市役所4階〉にあります）に必要事項を記入の上、〒203－8555、市役所企画調整課秘書広報担当あて郵送を。電子メール（下記参照）、ファクス470・7804または直接同担当へ持参も可。

※申込書は市ホームページからも入手できます。

詳しくは同担当☎470・7708へ。

◆企画調整課秘書広報担当メールアドレス
hishokoho@city.higashikurume.lg.jp

## 浸水ゼロ・安全・快適！下水道

# 6月は浸水対策強化月間です

都下水道局では、雨期に向かう6月を「浸水対策強化月間」と定めています。下水道施設の安全性の確保と都民の皆さんの防災意識の向上を図る取り組みを行っています。また、東京の雨が一目で分かる「東京アメッシュ」をインターネットで公開しています。

詳しくは都下水道局流域下水道本部☎042・527・4828へ。

◆「東京アメッシュ」ホームページアドレス
http://www.gesui.metro.tokyo.jp/

## わたしの見てある記

市長 野崎重弥

私の市長就任は14年1月、つまり13年度でした。

当時と18年度の財政状況を決算額で比較してみると、一般会計の歳入決算額は約325億円から334億円に、約9億円程度伸びています。しかし、主な歳入の「市税＋地方交付税」の額は、約197億円から172億円と、25億円も減少しています。この内訳は、市税が約1億円、地方交付税が約24億円の減少となっています。

この間に人口は921人の微増ですが、65歳以上の人口は5298人増加しています。このような現象に伴い、行政需要は増加しています。結果として、扶助費も約41億円から約56億円に増加している実態があります。地方交付税は、国民が日本国内のどこでも標準的な行政サービスを受けられるように自治体の財政力の差を補てんする制度でありながら、市税が減少しているのに地方交付税が大幅に減少するという状況にあります。

しかし、補助金や交付金だけを当てにするような市政運営をしているわけでも、してきたわけでもありません。このような中で、15年8月には「財政危機宣言」を行い、自立的な自治体運営を目指して本格的な行財政改革に着手しました（7月1日号に続きます）。